

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 告 示

静岡市告示第701号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

区域1（2-1区画）

1 要措置区域

静岡市駿河区八幡二丁目1番13、1番45及び1番47のそれぞれの一部（別図「区域1」のとおり）

2 当該要措置区域において土壤の汚染状態が第二溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

1,2-ジクロロエチレン

3 当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

4 当該要措置区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

区域2（2-2、2-5、2-6区画）

1 要措置区域

- 静岡市駿河区八幡二丁目1番13及び1番46のそれぞれの一部（別図「区域2」のとおり）
- 2 当該要措置区域において土壌の汚染状態が第二溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
- クロロエチレン
  - 1,2-ジクロロエチレン
  - テトラクロロエチレン
  - トリクロロエチレン
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置
- 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

(別図) 周辺地図



静岡市駿河区八幡二丁目16番32号（住居表示）の一部

静岡市駿河区八幡二丁目1番13、1番45、1番46及び1番47（地番表示）のそれぞれの一部

(平面図) 要措置区域

